

平成24年度第2回たづくり・グリーンホール利用者懇談会

- 1 日 時 平成24年11月8日(木)
午後7時から9時まで
- 2 会 場 調布市文化会館たづくり10階 1002学習室
(調布市小島町2丁目33番地1)
- 3 出席者 市 民 8人
事務局 8人
調布市：仁藤文化振興課長、岩井生涯学習交流推進課長
財 団：吉田常務理事、土方事務局長、中島総務課長、神戸事業課長、渡部
事業課管理係長、岡野総務課庶務係長

4 資 料

平成24年度第1回たづくり・グリーンホール利用者懇談会(平成24年6月16日)
要望事項対応表【平成24年10月19日現在版】

《会議録》

- 1 開会
- 2 財団挨拶 吉田常務理事
- 3 出席者紹介 調布市及び財団出席者の紹介
- 4 連絡事項 発言者の注意事項等

○中島総務課長

定刻7時になりました。ただいまから平成24年度第2回たづくり・グリーンホール利用者懇談会を始めさせていただきますと思います。本日は遅い時間にお越しいただきまして、ありがとうございます。それでは、お手元に配付している次第に沿って進めてまいりたいと思います。

早速ですが、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず、利用者懇談会の次第でございます。それと、たづくり・グリーンホール利用者懇談会、10月19日現在と右のほうに太文字で書いてある要望事項の対応表になります。それと、利用者懇談会の出席者票ということです。お手元を確認していただきたいと思います。

それでは、次第の2番目、財団常務理事の吉田よりごあいさつ申し上げます。

○吉田常務理事

皆さん、こんばんは。常務理事の吉田でございます。本日は夜分にもかかわらず、また、お忙しいところを今年度第2回目の利用者懇談会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まさに今、文化の秋、また芸術の秋といわれる季節の中にあるわけですが、そうした中、調布

市でもまさに市民文化祭の真っ最中というところでございます。土曜日、日曜日ともなりますと、たづくり、あるいはグリーンホールのあちらこちらで多くの方が立ち話をされたり、また笑顔を交わしたりと、そういう光景をよく見ることができますが、そういう姿を見ますと本当にいいなと思っております。もっともっとたくさんの市民の皆様から愛され親しまれるたづくり、グリーンホール、また財団になっていきたいと、こんなふうを考えているところでございます。

前回の利用者懇談会、6月に行われましたが、その中でいろいろなご意見、ご要望等をいただきました。特にこの館内での入場料の徴収であるとか参加費の徴収、それから物品の販売、そういったご要望等もいただいたところでした。そうしたことを受けまして、私ども、この間、調布市とも協議をさせていただき、財団独自でもいろいろな視点で検討させていただきました。後ほどご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、また新たなご意見等をいただければと思っております。

公共施設における営利というものについての考え方、あるいはとらえ方については非常に難しいところがあるわけでございますけれども、またその辺も含めてお話し合いができればと思っております。

財団も実は今年で17年を迎えました。大変長い年月が経っているわけでございますが、大変若い職員が多く、ある意味、発展途上の団体かなとも思っております。ぜひこれからも皆様方のご支援、ご協力をいただきながら、さらに親しまれ、愛される団体になるよう頑張っていきたいと思っております。

本日も大変限られた時間ではございますが、いろいろな視点からのご意見を踏まえ、意義のある場となることを願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○中島総務課長

ありがとうございます。

それでは、次第の3番、調布市と財団からの出席者の紹介をいたします。

まず始めに、調布市側からの出席者です。生活文化スポーツ部文化振興課から仁藤課長でございます。続きまして、生涯学習交流推進課、岩井課長でございます。次に、私どもコミュニティ振興財団の出席者となります。改めて、常務理事の吉田でございます。次に、事務局長の土方でございます。続きまして、事業課長の神戸でございます。次に、事業課管理係長の渡部でございます。総務課庶務係長の岡野でございます。最後に、私、本日司会を務めます総務課長の中島です。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、連絡事項になります。連絡事項が3点ございます。

まず出席者票ですが、本日最後、お帰りになるときまでにお書きいただいて、伏せて結構ですので、ご記入ください。

そして、2点目は、本日、会議録をホームページで公開する関係もありますので、速記を入れております。ご承知おきいただきたいと思います。なお、発言者の氏名については公表いたしません。

最後、3点目は、終了時刻は午後9時ということで予定させていただきたいと思っております。皆様のご意見をそれぞれいただきたいと思いますので、進行にご協力いただきたいと思います。

それでは、続いて、懇談に入っていきたいと思っておりますが、お手元の要望事項等の対応表、10

月19日現在までのものの太字の部分は前回6月に実施のとき以降動いている部分になりますので、この太字の部分について私から確認させていただきたいと思っております。

本日は6項目ほどになります。なお、左に通し番号を振ってあります5、6、7番は関連している内容になりますので、一番最後にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、対応表をごらんいただきたいと思います。1番、2番、3番は動きが特にございませんでした。

4番をご確認ください。この内容については、利用者懇談会での内容について、今年の5月号、6月号で記事が出ていなかったということで、こちらで紙面の都合等の理由を申しあげましたけれども、財団にとって耳の痛いことも書いていただきたいというご意見を頂戴しておりました。

それで、当時検討しますと回答させていただいたところですが、太字では、ご指摘いただいた内容を9月号に掲載しましたということです。10、11月、もう既に出ていますけれども、利用者懇談会の内容を取り上げました。今後とも他の記事との兼ね合いを図りながら、わかりやすい記事の掲載をしていきますということで、「ぱれっと」以外でも、議事録はホームページになります公開しておりますので、なかなか「ぱれっと」だけでは紙面の都合もありますが、全文載せ切れないうところもありますので、ぜひ議事録もご覧いただきたいと思っております。

こちらはFさんのほうからいただいていたのですが、いかがでしょうか。

○F

確かに載せていただいております。これはありがとうございます。ただし、財団側全員に配付した資料の5項ですが、例えば8月号では議題だけが紹介されている。傍聴させるという議題が載っている。議題だけでは見る人は内容がよくわかりませんので、なぜそういう要望が出てきたかということもあわせて掲載していただかないと、単に載せたということだけになりますので、議題だけ載せて、それで載せましたということにはなりませんよということですね。

それから、あと、実際に・・・じゃ、傍聴の件は後で言います。

○中島総務課長

これまでずっと、いろいろ形を変えて載せていましたけれども、今おっしゃったように議題だけ載せたときもありますし、Q&Aとして出たものと答えを載せているときもありますけれども、簡素化して入れているもので、ちょっとわかりにくいということもありますので、その辺はわかりやすい形で載せていきたいと思っております。

それでは、5、6、7番は、先ほど申しあげましたとおり最後に回します。

続いて8番になりますね。これは801会議室を映像シアターの附随施設にして欲しいということでした。控室の関係などでご苦労されているとのご要望でした。ご意見として承りますと当時回答したところです。こちらについては、その後、貸し館利用者アンケートを実施する中でも同様のご意見をいただきました。あわせて平成22年度及び23年度の施設利用の実績などを検証した結果、附随施設として貸出しを行えば利便性も高いと判断しました。801会議室を映像シアターの附随施設として貸出しを行うには、調布市文化会館たづくり条例施行規則の改正が必要であるため、施行規則の改正を市に要望していますということで、こちらは改正の段取りはどうですか。

○渡部管理係長

市に要望いたしまして、来年の4月1日から規則改正できるという返答をいただいていますので、そちらの告知も含めて年明け過ぎぐらいからは周知させていただければと思います。ご予約いただいている映像シアターを来年の8月ご利用の方の分から801会議室を優先的にご利用いただけるようになると思います。また告知は「ばれっと」等とたづくり1階で行う予定を考えていますので、よろしく願いいたします。

○中島総務課長

これは当時ご発言の方はいらっしゃいませんね。皆さん、いかがですか。待機する場所といったお話が当時確かありました。801会議室を映像シアター付随の施設としてセットで借りられるようにするという事で方向性が出ましたので、準備を進めてまいりたいと思っております。よろしいですか。

それでは、次、続いて、9、10、11、12はその後特に動きがなく、ここで決まっている内容ということになります。

13番です。理事会及び評議員会の傍聴許諾について、理事会及び評議員会で議決する際、なぜ傍聴希望が市民から出ているかという理由について、理事会及び評議員会で報告するべきである。この当時は、改めてその場でご要望いただきましたので、説明していきたいと思っておりますという回答をさせていただきました。

それで、平成24年7月20日開催の臨時理事会において、この要望が出るに至った経過などを再度説明し、理事に確認したところ、改めて平成23年4月28日に開催した定時理事会での理事会傍聴の件の決議結果である、「理事会は非公開とすること」を確認いたしました。なお、今後傍聴の必要性が生じた状況が出たときには、これを再検討するという事も改めてそこで確認したところです。こちらはFさんから再三出ていた内容でございますが、いかがでしょうか。

○F

平成24年7月20日の臨時理事会の議事録を読みましたが、平成23年4月28日の定時理事会では事務局として理事会及び評議員会に事実の報告がなされていない。事実を知らずに理事なり評議員が判断したのではこういう結果になるだろうなと思います。その理由は、議事録の11ページの真ん中でH理事さん、これは恐らく吉田さんだろうと思うのだけど、チケットをただでばらまいたというのは事実じゃありませんという説明をしておられるのですが、理事、評議員はそういう内容で理解しているわけですね。私はこれを、入りの悪い催しのチケットをただでばらまいているというのは、平成22年4月28日の第1回理事会の議事録で、阿部ホール事業係長さんが、入りの悪いときには、そのとおり読みますと、「以前、チケット販売に苦戦していたときは、学校関係などにご招待を出して、販売枚数とは別に、空席が減るようにしています。自主事業に関しても、直前で売れ残っているような場合には、招待を出す等空席を埋める努力はしています」。これは理事会の議事録なんです。そういう議事録がありながら、吉田常務がばらまきという事実はありませんというのを理事会で発言なさっておられたから、それはどうかなというのが1つと。

それから、もう1つ、傍聴拒絶の理由として、人事関係の話が出るからというのがやっぱり7月20日の議事録に書いてあるんです。これは、私、人事のときには退席しますというふうになんかまではっきり申しあげています。人事の審議のときまで傍聴させろとは言っておりませんし、そ

れはお出になった方はみんな聞いておられる。それをなぜその席で発言なさらないんですかね。傍聴させてくださいと言っている人からは、人事のことは聞く必要ありません、そのときは退席しますという発言もいただいていますということを言わないと、理事、評議員は正しい判断ができないと思う。だから今日お配りした資料の第6項で、理事会、評議員会での事務局の説明は事実に基づいたものにしてくださいということを申しあげているわけです。

私、傍聴は、何でもかんでも傍聴させろと言っているわけではないんですよ。根拠は、この議事録にも書いてあるとおり、消費税の還付分で事故車両の新車を買ってみたり、さっきのチケットのばらまきをやってみたり、そういうことは、我々納税者としてはこんなことをしてもらって本当にいいだろうかというふうに思うわけですね。それで、吉田常務がこの中で、こういう傍聴をさせろというのは、そういう不信感が財団に対してあると思われましてというふうに発言しておられますけれども、私の不信感は、名前は挙げませんが、今まで市長に対して2回、幹部が虚偽の報告をしておられるということも直接知っております。そういう意味で、不信感は当然抱いておりますということですよ。

○中島総務課長

ありがとうございます。

○吉田常務理事

チケットをただでばらまいているというお話を再三伺っていますが、実は、ばらまきという1つのとらえ方がどういうことなのかということがあるかと思いますが、基本的にばらまきということになりますと、無料で、ある意味不特定多数の方に多く流しているというような解釈がとれるのですが、そういったことは決してやっておりませんよということです。

○F

ただで出したことがあるわけでしょう。それはそういう事実はありませんと言えますか。

○吉田常務理事

先ほどちょっとご紹介がありましたけれども、理事会での答弁がありましたね。このときに答弁しているのは、招待をさせていただく中で空席が減るような努力をしてくれていると思いますが、招待については、マスコミの関係者であるとか、あるいは公演を行う制作者サイドの方たちに対してご招待をするということは、基本的にはどこの団体もやっていることだと思っているんですね。そういう意味での努力はさせていただくこととして、広く、全く関係ない不特定多数の方にチケットを無料で配るということをして会場を埋めるというようなことは決して行っていないという意味での事実ではないということですね。ばらまきはやっていないと解釈していただければと思うのですが。

○F

説明は聞きました。

○吉田常務理事

そういう意味で、事実関係については恐らく食い違いがあったのかなというふうに思います。

もう1つ、1点、特にご招待と簡単に言いますが、やはりマスコミや制作者サイドをご招待するケースはありますけれども、それ以外、財団の事業については、財団が独自に行っている自主事業と、それからプロモーターが行っている事業を共催するケースが結構あるんですね。そ

れについてはプロモーターが主体的にやっている事業ですので、プロモーターサイドでそういった形でいわゆるチケットを配る。

○F

プロモーターのことは言うておりません。他のプロモーターの場合は結構です。財団としてやっておられることだけで結構です。

○吉田常務理事

そういうこともあるということを、その辺はご理解をいただければと思っております。

○F

それから、さっきの人事に関する件をなぜ発言なさらなかったのですか。私は人事関係まで聞くつもりはありませんとはっきり申しあげています。

○吉田常務理事

このときの発言は、他の理事の方ですけども、要するに1つの例として申しあげたのかなと思うんですね。ですから、経営上の機密であるとか・・・。

○F

それが傍聴拒絶の1つの理由になっているんですよ。

○吉田常務理事

そういうものであるとか、1つの例として挙げたと私は解釈していますね。ですから、この他にも収支の関係も当然ありますし、施設の管理、あるいは事業の管理・・・。

○F

そういうときは退席します。

○吉田常務理事

非常に幅広い内容について理事会で審議をするということがございます。そういう状態で全体を見たときに、傍聴者の方がいらっしゃったときにはなかなか発言しにくい部分があるということをおっしゃったのだと思っております。ですから、人事だけをとらえて言ったということとは思っておりません。

○中島総務課長

今、他の方は内容がわからないことがあるかもしれませんが、冒頭で申しあげましたけれども、平成24年度第1回臨時理事会が7月20日に行われましたが、議事録を財団のホームページで公開しています。今の件も、6月の利用者懇談会の内容を報告した報告事項のところでのやりとりです。そして今、この太字で書き込んだこの内容の結果についてということで、その場では確認をしたところですので、お時間があるときにご覧いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、冒頭申しあげましたとおり、5番、6番、7番はそれぞれ内容がちょっと違いますけれども、まず5番から行きますと、たづくりの諸室利用、会議室等ですね。参加費の徴収禁止、物品販売の禁止をしていますけれども、許可できないかといった内容です。それと、6番が映像シアターで上映会をする際に入場料をとれるようにして欲しいということですね。それと、7番目は、福祉団体さんが利用する際に、確か展示室だったかと思っておりますけれども、作品の販売、ここではクッキーの販売みたいなことで、持ち込んだものを販売できないかといったところで、

この5番、6番、7番はそれぞれ金銭の取り扱いについて調整中ですということで、今日この場で提案についてご報告させていただくということにしておりましたので、これは管理係長の渡部のほうからご報告申し上げます。

○渡部管理係長

では、前回いらっしゃらなかった方もいると思いますので、現状と課題についてご報告させていただいた後に、提案という形で申しあげたいと思います。

現状と課題です。現在は、調布市文化会館たづくり条例第8条の第2項によりまして、営利を目的にたづくり内をご利用いただけるのは、くすのきホールのみとなっております。その規定の解釈から、原則金銭の取扱いは他のお部屋についても禁止とさせていただきながらも、実費程度の範囲内は営利に当たらないというところで、入場料等の取扱いをお願いしてきたところです。しかしながら、貸し施設をご利用になるお客様にとっては、原則金銭の取扱いが禁止されており、その結果、必要な範囲での経費等も賄うことができずに、各団体の運営において課題があるものと財団では認識しているところでございます。

今後についてですが、結論から申しあげますと、たづくり内で参加費などの入場料等を徴収することは原則禁止することではないと考えたいと思っております。皆様が活動しやすい環境を提供するために、いかなる運用が適当であるか、この間、調布市と協議を進めてまいりました。その結果、参加費などの入場料等の徴収が直ちに営利を目的とすることとは言えないことから、入場料の取扱いは、その団体の活動に鑑みた取扱いをすることが適当と考えるに至りました。

しかしながら、案件によっては、個々にその性質を鑑みながら判断する必要はありまして、その際は指定管理者として、営利を目的とした入場料等の取扱いについては厳しく臨んでまいりたいと考えております。その中で条例等の遵守に努めていきたいと考えております。

対応表のところでは申しあげますと、事例で申しあげていきますと、5番のところでは、たづくりの諸室利用の際、参加費の徴収禁止と物品販売の禁止をされているが、参加費と物品販売を許可できないでしょうかということですが、私が今申しあげた中からですと、参加費については可ということになります。ただし、物品販売につきましては、その団体の設立趣旨もあるとは思いますが、営利を目的とする要素が強いというところと、団体の設立目的との関連性を示すことが困難であるということから、不可と考えたいと思っております。

6番の映像シアターで上映会をする際に、入場料をとれるようにして欲しい。入場料がとれないとフィルム代の実費が賄えないという件に関しましては、入場料をとっていただいて可ということになります。

7番について、ハートふえるコミネットみんなのまつりにおいて、作業所の作品展示を行いました。この際に、クッキーの話が前回出ましたけれども、クッキー以外にも障がい者の作業所で作られたものを販売していいかというところでしたが、菓子製造、そういったものの製作等の販売は利益を得るためではなく、職業訓練の1つと考えられるため、可というところで考えたいと思っております。

ただし、食品等の提供につきましては、保健所への申請が必要な場合もありますし、施設内を汚損する可能性もありますので、施設美観維持のためにお断りする場合もある可能性はあるというところで考えております。

ざっと申しあげましたが、以上です。

○中島総務課長

ありがとうございました。では、どうぞ。

○Q

今の答えの中でクッキーの例が出されましたけども、7番のところで値札などがついていると。この話は、実は作業所の中の人たちと作った組みひものところで話題になったことかと思えますけども、作った人と、違う場所では販売もするので、紹介するのに値札がついていると、それは営利行為だということ以外に言われたところでトラブルが起きたということがあったかと思うのですが、それを無理やり別々にしなさいというような指導はちょっと受け取りにくいということがあったのですが。

○渡部管理係長

ですので、今後については、この場で皆さんのご意見を承った後になると思いますけれども、組みひもの件に関しても販売するのは可と考えております。

○Q

ありがとうございます。わかりました。

○中島総務課長

いかがでしょうか。そのほか、この5番、6番、7番関係の当時のご発言の方は。どうぞ。

○X

聞いていて、随分面白いことを言っているなと思うんだけど、これ、僕、今日初めて来たからちょっと的外れなことを言うのかもしれないけれども、市民活動というものをどういうふうに定義するかとか、そういうことからやっていかないとだめだと思うんですよ。

市民活動を定義して、その市民活動の中で、例えばお金やなんかであれば、値段をつけるのであれば市価の大体半額以下にしなきゃいけないとか、そういうような例えばの話ですよ。そういう基準をもう少し作っていくべきだと僕は思うのね。これはこうだからとケース・バイ・ケースで裁判みたいにするのもいいのだけれども、これは市のものだから、もう少し基準を作りたい。基準がなくて、ただその時その時ケース・バイ・ケースで作っていると、後で整合がとれなくなってきて、もっともめるんじゃないかと思うのね。もう少しその点考えて欲しいなと思います。

○土方事務局長

前にご意見をいただいたときの話としては、自分たちがいわゆる任意、営利を追求していない団体とか、そういう形の登録をしている団体とか、それがまず表にありまして、そういう方たちが活動している中において、講師代を払いたいが、前は資料代という形でやっている中で、2、3枚の資料で300円とるのはいかがなものかとか、そういう意見がございまして。やはり自分たちは、いろんな市民の方のために一生懸命やっている、そういう気持ちでやっている中で、こちらのほうもどうか協力していただけないかと、そういう形の意見がありまして。また、いい映画も見せたいが、内容によっては10万円かかるフィルム代があるとか、そういう話がありまして、それをどうか観に来ている方にも徴収させてもらえないかという前提の話がありましたので、それでこちらのほうが協議した結果として、そういうことであればよろしいのではないかと、団体が活動しやすいような形で支援していきましょうという形の結論に至ったわけ

ていただいていますので、そこで中身を確認させていただいて、必要であればまた詳細の資料を
いただいて、そこで営利の判断をしていこうということで、明文化できるところ、あえてしない
ところで営利について踏み込んだという今日はご提案です。いかがでしょうか。何か。

○F

そういうある意味での基準というのは、おっしゃったように、私はあったほうがいいと思いま
すね。実際に人によって判断が変わってくるということはある得ますし、それから、判断するほ
うの人もこういう基準があるからということで、判断する場合のベースがあれば判断しやすいし、
後でごちゃごちゃ起こらないという点で、やっぱりある程度基準はお作りになったらどうかとい
うふうには思います。

○中島総務課長

どうですか。

○渡部管理係長

営利を目的にということについては、大きく営利という言葉には、例えば団体、企業もそう
ですけれども、個人への利益の分配という考え方があると思うのですが、そういった場合は営利
目的という判断をもちろんする必要があると思うのですが、私どもの施設をご利用いただいで
いる中で、約450団体の減額団体さんがいらっしゃるんですけども、その方たちについては、
会計報告を出していただく中で、市民活動の非営利というところを拝見させていただいておりま
す。そういったところ、その活動自体が営利ではないというところの一定の判断はさせていただ
いているつもりでおります。

○中島総務課長

どうぞ。

○C

団体とかはいいですか。

○中島総務課長

はい。

○C

例えば営利目的というあたりの基準というお話なんですけど、企業側がいろんな営利ではない
説明会とか、その他いろんな利用方法でこのたづくりを使っているとか、例えば営利ではないと
いうことでそれを受け入れているかどうかとか、そういう営利ではないというあたりの基準も、
行政側が今のメンバーではない新しい人によって対応がその辺の微妙なところで違ってくるとい
う意味で、やっぱり明文化する必要というか、その辺をはっきりさせておく、どう定義づけるか
と先ほどの方もおっしゃったように、行政側は何を基準としているのかというのをやっぱりちゃ
んとしていたほうがいいのではないかなという気はするんですけど。

○中島総務課長

今、渡部のほうからご説明させていただいたように、そのことだけでということではなくて、
利益の分配という言い方が今出ましたけれども、そういった解釈が1つの基準と言え基準のと
ころだろうと思います。そこを使用する目的等の確認の段階で、どういう形でその行事をやりま
すかと言ったようなところでのヒアリングの中でそこは確認させていただいて、ほとんどのケー

スがまずはその行事なりをやるためだけに参加費を徴収する、そして、先生を呼ぶなどということだろうかと思えます。

そこまで厳しく言うというのは、いわゆる生業にしてここの施設を使って利益を得ていく、いわゆる営利行為ですね。そういった方々については、やはり活動の場所が違うのではないかと思います。基本は、ここはやはり市民の方が優先的に使って。いろいろな活動があると思います。地域の活動やら、皆さんそれぞれの活動というのは幅広いと思います。

ひとつ、この春先から私どもが言っていた内容よりは一步踏み込んだのかなというつもりで今日ご提案させていただいたところで、まずは使用の目的なりを実際の施設の利用の事前のところでは確認をしっかりとさせていただいて、そこでちょっとというものがあれば、詳細な資料を出していただきますし、今日回答した内容で簡単に済むような形で一定の線は引いたつもりでありますので、やってみて、これはどうなのというようなことがあれば、またこの場を通してなりでも結構ですし、皆さんと考えていきたいなと思えますが、いかがでしょうか。

○X

常識だけはやっぱり守らないとだめだよ。みんな社会人なんだから。やはり会計や何かでもある程度はしっかりとやらないと。例えば一般的な考え方として、収入から経費を引いたものが利益になるよね。これは当たり前の考え方だよ。利益を出さないということは経費でどういうふうにしたかということで、必ず1桁まで、1円の位まで本当は出すべきなんだけど、出さなくても、100円ぐらいの単位まではしっかり出して、それでぱっと見たときに計算できると、そのくらいのことだけは審査をする側もきちんと要求して、我々も活動する側もやらないと、必ずお金は事故が起きるの。下手をするととんでもない事件まで起きることも考えられるから、みんな仲よくやる場所で、そういうような事故が起きるような要因を残しておくというのは絶対よくないから、これは社会的な常識だから、きちんと財政に関しては収入と経費がどれだけかかってというのをざっくりでもいいから、余りざっくり過ぎると問題だけでも、100円ぐらいの単位まででいいからぱっと作ると。みんな完全に。それは当たり前のことなんだ。それをやらないとだめよ。

○中島総務課長

ありがとうございます。どうぞ。

○B

私、今財団の説明を聞いて、450も減額団体があるんだということで、これを管理することは大変だなというふうに思って、1つ減額団体が例えば何かをここでやるというときに、減額団体ということで、たしか3年に一遍更新があるんですね。私も今年、私が所属しているサークルがその更新に当たったので、代表をやっている人と一生懸命その書類を作ったんですけども、ちゃんと会計報告をして、やっぱりいいかげんにやっているということではないものをちゃんと会計の人と代表と私たちとでその書類を作って出したんですけども、これを450はとても大変だと思うんですけども、ただ、今伺っていて、それは営利団体ではないということの1つの大きな基準になりますよね。

ですから、やっぱりそういう基準で、さっき基準とおっしゃったけども、市民活動に何か基準を作るというのはものすごく大変なことであって、だから作らなくていいということをお願い

んじゃないくて、みんなものすごく価値観が違いますよね。サークルだって、英会話やお花のサークルから何かすごい社会的なことを目的としたサークルもありますし、もちろん私は市民活動とは何ぞやということをやっぱり議論していくことはとても大切だと思うんです。

ただ、現実にはこれだけの駅前にある会館で減額団体だけでも450あって、それにいろんな営利の団体だって自由に使えるわけですからね。例えば私なんか来たとき、あるとき入社の採用の会場にどこかの部屋が使われていて、えっ、そんなふうにも使っているところがあるんだと。でも、きちっとお金を払ってあげればそれを断ることはできないわけですよね。やっぱりそれを管理していくのはとても大変だと私は思うんですね。だから、大変だからこそきちっと議論が必要だと思うんです。

私たちが今まで入場料とかそういうのを何かこそこそやらざるを得なかったんですよね。それから、先ほど他の方からも発言があったけども、あの場にも私、居合わせたんですけども、障がい者が作ったものを名札を外してくださいなんて言われて、それからクッキーも表に出せないんですよ。顔を見た人にこそこそと売るみたいな。何でそんなことをしなきゃいけないのかなというふうにかねがねずっと思っていたことが、こういうふうに原則禁止はしないということと、それから入場料もいいと言われたことはすごく大きな進歩で、ここ開館して17年ですけども、やっぱり市民が声を出していったことをそうやって受けとめてくださって、そういうふうにして、使っている私たちがいろんなことを感じたことをこういう場で声に出して行って、そして、もちろん100言ったことを100受けとめられないし、いろんな現実の問題があるんですけども、こうやってすり合わせて行って、私は、今日みたいなことはすごく大きな進歩だ、これからすごく私たちはやりやすくなる、ここを使いやすくなるというのがすごく正直な気持ちですので、やっぱりいろんな意見を出していくことが大事だと思うし、それから、市民活動の定義というのはすごく難しいことじゃないかなというふうに思うんですけども、それから、もう1つは、3年に一遍そうやって私たちは書類を出していますので、それが1つの大きな減額団体として私たちは認められているというふうに思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○X

市民活動の定義は確かに完全に網羅するのが非常に難しいんです。

○B

ええ、すごく大変なことだと思います。

○X

だけど、一般常識として、ある程度のものはできるというのは経験法則で出ています。ある程度のものはね。ただ、必ず漏れるものはないかと、そこまでやっちゃうと難しいんですよ。必ずその他をつけて、どうしても指定管理者の方で考えてもらわなきゃならないものは出ると思います。それはもうどうしようもないんです。

○中島総務課長

ありがとうございます。会計上のお話とかが出て、しっかりしなきゃいけない。こちら側もしっかり見なきゃいけないというお話ありがとうございます。

当然私どももやっぱりしっかり見ていく役どころですし、市民の利用施設ですから、本当は気軽にできることがいいと思います。ただし、あそこはこうしている、ああしているだとか、そう

いうお声もいただきますので、しっかりそのところは私どももそうですし、使っていただく側のほうもその辺の責任がきっちり明確にすぐ出てくれば、煩わしいことなく、じゃ、これはいいですよ、悪いですよというところがはっきりすぐ出せると思いますので、がちがちに規則なりしっかりあればいい部分もありますでしょうし、ある程度は常識というお話もさっき出ましたけれども、その辺の認識でやっていただくと。お互いですね。私どももそうですし。この利用の仕方は当面そんな形でやっていきたいと思しますので、様子を見させていただいて、また何かお声があればぜひ出していただいとということにしていきたいなど。いかがですか。

○ I

今、条例で決められているからということが最初にお話があったと思うんですけども、今のご提案で条例は変えないんですよ。条例はそのままで、解釈が変わることになるわけですか。そこら辺はやっぱり条例のところにそれを書くのがいいのか、何か明文化というか、誰が見ても判断を間違えないようなものがどっかにあったほうがいいんじゃないかという気はしますけれども。

○神戸事業課長

今のお話は条例を変えるということではございませんで、その考え方を、営利の考え方というものを改めて・・・。

○ I

考え方を考えるということをどこかに書いていないと誰もわからない。

○ C

そう。それを言いたかったんです。その時々によって変わっていても困るのでということ。

○ B

この8番の項目について条例改正ができるとおっしゃいましたよね。801会議室のあれは。

○中島総務課長

そこは規則ですね。条例と条例を細かく決めていく規則というのがありますので、ここの8番については、その規則の変更をしなければいけないと。今は801会議室と映像シアター、これをセットで借りられるということになっていませんので、その規則の改正が必要だということで、今の営利のとはちょっと違ってきます。

○ B

そうすると、今の問題は条例で決められているから、私たちの側からすれば、例えばそこが変わっていなければ、担当した人たちのさじ加減で、いや、厳しくします、いや、いいでしょう、営利じゃなければみたいなふうにならされてしまうととても困るんじゃないかなということ。条例というのは変えられるのではないかなというふうな、条例で逆に縛られていること自体がおかしいわけですから、そういうことは可能なのでしょうか。それから、そういうことを目指したほうがいいと私は思いますけども、いかがでしょうか。

○中島総務課長

これは、一般的にこういう施設関係の条例ですと、私どものたづくり条例では、第8条、使用制限という項目になります。これはオーソドックスなものが、例えばこういうものだと使用を承認しませんよという中の1つとして、公益を害し風俗を乱すおそれがあるとき、管理上支障があ

るとき、営利を目的とするとき。その他にもあるんですけども、これは本当に一般的な内容で、そんなに各市町村変わりはないようなもので、ですから、この中で、5番、6番、7番の話は、その運用上のところということでしょうかね。条例は一般的にこの程度の書き方が大体標準というか、ここで余りぎっちり縛り込まないと。それで、ここで営利とは何と言うのか解釈がいろいろあったところですので、そこを今こういう形で一定のラインの提案をさせていただいたところですよ。条例については、恐らくこのところではないのかなと思いますし、これを条例改正といいますと、実際、市議会の委員会で審査だとかということ、何をどう変えるのといったところにもなるでしょうし、今の話ですと、運用的な部分かということかと思っております。そこについては私どもは財団ですので、条例ですと市でお考えいただくようになりますけれども、そんなところではないかと思っております。

○B

何回も発言しているんですが、問題はというか、私がいろいろ映像シアターで、この9月にやっぱりドキュメンタリーの上映会をやっていろいろ思うところがあったんですけども、とにかくチケットを表に出せないみたいな。それから、くすのきホールはいいですよ、今ここにも書いてありますけども、ただ、先ほど、この財団職員が三十何名でしたっけ、38名か何か。

○中島総務課長

今34名。

○B

34名いらっしゃる。少し減って。この映像関係の職員というんですか、ホールを使うときにホールのいろんな附帯設備の。いらっしゃいますよね。その34名の中には入っていないんですか。何か聞くとところによると、全く違う映像を扱える会社にそういうところの運営はお任せしているというのを聞いたんですけども、そういうことなんですか。

○中島総務課長

ええ、そのとおりですね。

○B

そうすると、そこの方たちは厳しいんですよ。こんな言い方はすごく悪いんですけども、私も一市民としてここをずっと17年使っているわけですけども、職員の方もすごく感じがいいし、こうやって懇談会をやっていただいて。でも、映像関係の人たちはすごく、何て表現したらいいのかな。えっ、そんな上から目線で市民に言うみたいな、その方たちも仕事としてやっていらっしゃるんでしょうけども、すごく厳しい言い方をされるんですよ。ここでチケット困りますよとか、そんな怒鳴っているわけではないんですけども、しゃくし定規なんですよ。会社が違うからそうなっちゃうのかなみたいな、それをちょっとお聞きしたかったんですけど。

○渡部管理係長

視聴覚業務と舞台業務については専門の業者に仕事を依頼しています。あくまで私どもが運用しておりまして、その専門の部分については専門の業者を入れているという形なのですが、おっしゃるとおりで、礼節を欠いていたのであれば我々のほうからお詫びしなければならないと思います。

○B

やっぱり専門家のいいところ、悪いところはあるんですけど、自負みたいのはありますよね。自分たちはいろんな映像技術——だからそれが、あなたたちは知らないんだからというような、知らず知らずにそうになってしまうのかなとは思んですけども、ここの職員の皆さん方とのギャップを私はすごく感じたんですよね。何回かです。何回か使わせていただいているのでね。それはやっぱりよくないと思うんですよね。

○渡部管理係長

そういうところがあったのであれば、お詫びさせていただいた上で、しっかりと指導してまいりたいと思います。

○B

その辺のコミュニケーションというのかな。

○渡部管理係長

あと、しゃくし定規にやっているということについては、例えば入場料をとってはいけないというのは、私どもでそう指示をしてやらせているところがありますので、そのルールは受託業者としては厳守しているところだと思いますので、今後につきましては、先ほどご提案させていただいた内容で入場料可という形になれば、そのような厳しいことは全く言わなくなるとは思いますが、専門分野に長けているためにそのような態度をしているのであれば、改めてこちらから指導していきたいと。

○B

そうですね。他の方がどうかは……。でも、他の方からも何かすごく嫌な思いをしたということを知って、私だけじゃなかったんだみたいなことがあったので、その辺を、せっかく財団の職員は一生懸命皆さんとやっているのに、そこでそういうことをしちゃうというのはすごくマイナスだと思いますので、コミュニケーションを良くとっていただけてというふうに思いました。

○渡部管理係長

申しわけございませんでした。

○B

いえいえ。

○X

教えて欲しいんだけど、理解ができないんだよね、この8番ね。なぜ改定しなきゃいけないのか。だって、映像シアターも借りられるし、もう1つ、手続上は、801会議室も一遍に両方借りるという手続はやっちゃいけないことになっているの。

○渡部管理係長

映像シアターについてはホール系施設という扱いをしております。801会議室については会議室系として現在は扱っておりまして、申込みできる時期が違っております。ホール系施設については13ヵ月前にお申し込みいただけるんですけども、会議室系は4ヵ月前になります。ですので、映像シアターを一番早い段階でご予約いただいた時点では、現在では801会議室がご予約できない形になっています。

他の会場で申しあげますと、12階に大会議場というところがあるのですが、そちらの附随施設として、1201会議室から1202、1203会議室は施行規則上、附随施設となっている

関係で、大会議場をご予約いただいた時点でそれらの会議室3つをご予約いただけることになっているんですけれども、現在、映像シアターについては801会議室が附随施設となっておりますので、そういったことができないこととなっております。ですので、こちらの規則の改正を要望して、皆さんがご利用しやすいようなところを。

○土方事務局長

講師の方がいらっしゃって、その控室としてスペースがとれないので、講師の方を案内する部屋が欲しいという形の意見がありまして。

○X

それはいいんだけど、使うのはわかるんだけど、何でそれだけ申込みに差をつけているわけ。2つルートを作って、ルートが2つあるよね、ホールと、それと会議と。それで、申込み時期が違うよね。それはどうしてそんなことをやっているわけ。ほとんど同じ時だっていいじゃない。そのほうが大体おかしいと思うよ。申し込みの時期が何で違うの。

○渡部管理係長

即答は申しあげられないですが、そういった意見も初めてお聞きしたところでもありますので。

○X

いやいや、初めてじゃなくて、そういうことをするからおかしくなる。申し込みの段階で二度手間になるということになっちゃうんであって、やろうと思えば申込みができるんだ。ずらせば。我々は二度手間にはなるけど。それを附随施設で1回でできるようにしようという話なんだ。改定は。変なことをやっているな。

○吉田常務理事

ホール系の事業というのは、やっぱり入る定員がかなり違いますよね。この辺の会議室とは違いまして、100人単位で入る部屋でございますので、基本的に使うのはイベント関係であるとか講演会とか、大変大きな事業に使っておりますので、1年前から準備を進めていくという必要性を認めた上での申込みの日にちを決定しているということが大きくあるかなと思っていますね。それで、こういう部屋は会議室ですから、4ヵ月前ということで、その辺の差はつけているのだらうと思いますね。

○X

だって、申込みは半年ぐらい前だっていいだらうよ。

○吉田常務理事

だから、それを一体とすることによっての不便性もかなり出てくるんだらうとは思っておりますので、現在のところは分けているという状況があるかと思います。

○X

おかしいよ。申込みと準備は違うだらう。10人ぐらいしか集まらなくて準備は1年前からやらなきゃならないものだってあるしさ。

○吉田常務理事

確かにそうですね。

○X

言っとくけど、準備と申込みは同じじゃないよ。むしろ、申込みだったら2ヵ月前ぐらいじゃ

ないの。それで1ヵ月ぐらい前に募集を完全にかけてまとめる形になるのが普通だからさ。大体の多くがね。そうじゃなきゃいけないということじゃないよ。だから、そんな1年も前から募集をかけるというのは、それはまた変わっているな。何か変だよ、それ。

○B

別に反論するわけじゃないんですけども、私、毎年、市民の実行委員会形式で映画会をくすのきホールでやっているんですよ。それは自分たちでポスターから、チラシから、チケットから全部作って、まずはこのくすのきホールを、本当に1年とはいわないんですけども、500人のホールをまず押さえます。かなり早い段階で。そして、押さえられたら、今度は日にちが決まったらチラシをつくり、ポスターをつくり、市内のあちこちに、それこそ教育委員会から学校にも貼らせていただくなり、準備が半年以上かかります。だから、ホール系が1年前からというのは、これは1年前じゃなかったら私たちはそういう活動ができなくなります。

○X

そんなことはあり得ないよ。1年も。それはやり方が悪いんだよ。そんなこと絶対あり得ないよ。日にちなんでというのは1週間やなんかずらせるんだから。我々だってイベントをやるときには大体この時期というのは当然作るよ。大体4月とか5月ぐらいとかというのは。

○B

だから、500人のくすのきホールでイベントをやるときは、半年とか1年とかというふうな前から準備をするんじゃないんですかと。

○X

だから、準備はするよ。準備はするけど、何も申込みをそこまでやらなくたって。

○B

だって、申込んで日にちを決めなかったら準備できないじゃない。

○X

だから日にちなんでというのは1週間ぐらいずれたっていうんなら、ポスターなんかその場所だけ空けときゃいいんだから。

○B

それはちょっと常識的じゃないんじゃないですか。ポスターを何百枚作ってその日にちを変えるんですか。

○X

何百枚って、印刷なんかすぐできるんだから、今、印刷機なんて。手書きだったらそのところを空けとけばいいんだからさ。やっぱりやり方がおかしいんだよ。そんな1年前から申し込まなきゃいけないなんてあり得ないよ。

○中島総務課長

ありがとうございます。今いろいろとお話ししていただきまして、施設によっていろいろ目的も、使う方たち、対象となる方たちも違ったりすると思います。今、ホールはこういう状況でしょう。会議室は逆に、余り早くから申込みオーケーとしますと、恐らく地域の皆さんの活動はそんなに前もって決まったりしていない。ただし、一定の団体さんはかなり予定を立ててこつこつ動いているという、そういった団体さんが必ずぼんぼん押さえられるようになってしまいます

ので、その辺で差をつけたりせざるを得ないところも多分あると思います。要は自分たちが使いたいとき押さえられるようにというのは皆さん思っていることだと思いますので、その辺のニーズなりを聞き取って、今はもっと早くてもいいだろうというご意見もありましたけれど、それはそれで、今日こういった場に出た意見として、こちらのほうではお聞きしてということで、今後、こういったものは規則や条例の変更が必要であったりする内容でもありますので、検討の1つの材料ということにさせていただきたいというふうに思います。はい。

○F

条例の改定は市議会がやる、誰がやるんですか。市の職員がやる、条例の改定はやっぱり市議会にかけるんですか。

○中島総務課長

条例はいかがでしょうか。

○仁藤文化振興課長

条例は市議会の議決が必要です。規則は市議会の議決は必要ありません。

○F

それで、いつも言っているんだけど、条例の改定を市に要望しています。では、いつまでにやるんですかというやつをぜひ聞きたいところなんですけど、その見通しはどうなんですか。

○仁藤文化振興課長

前回、利用者懇談会でこのご意見をいただいたときから財団と協議をしておりまして、今、渡部係長が申しあげたように、告知の時期も含めまして4月1日から申込み、施行できるような準備をしております。

○F

では、来年の8月からですね。

○仁藤文化振興課長

はい。

○F

わかりました。

○中島総務課長

どうぞ。

○Q

先ほど、いろいろ検討していただいて、入場料の問題とか参加費の問題とか、成功させるためのいろいろ物品販売でも、営利を目的としないものはいいとなりましたということで、我々としては安心するんですが、先ほど心配されていたのは、今おっしゃったように、市議会にかけなければならない規則と、あと細則とかがあると思うんですね。市議会にかけなくてもいいもの。ですから、そこらで何か明文化して、例えば担当が替わりまして厳しくやります。やっぱりこれはそうは解釈できませんでしたというふうになるということを我々は非常に危惧しているんで、これは意地悪じゃないです、信用しないとかという問題じゃないんですけども、例えば市議会承認を得なくてもいいような細則なり何なりに、例えば減額団体だとか社会教育登録団体のやるものは営利とみなさないよというようなところが、我々にもこれで後戻りしないんだというよう

な形で残されていると、我々としては、あるいは市民活動する者としては非常に安心だということで、条例を変えろだとかということではないです。ですから、市議会に通さなくてもいいものもきっとあると思います。ただ、それがみんなにこれで大丈夫ですよというような工夫ができないかどうかをぜひ検討していただきたいと思います。

○中島総務課長

まず1つ大きく、こうやって今日は議事録もしっかりとっていますし、皆さんこれだけお集まりいただいていますし、皆さんがまず証人にはなっているわけですね。私どもは責任をもって発言していますので、これは結果として議事録にしますし、そういったことで、この対応表というものにも記していくようになりますので、まずそこではきっちりした形でほぼ明文化されたものということになろうかと思っています。ご心配の趣旨といいますか、お気持ちは十分伝わりましたので、その辺でまずやってみて、動かしてみても、また不都合なりあれば、そこでまた考えさせていただくということを先ほど申しあげましたけれども、そんな形でまずは進めていきたいなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。はい。

○仁藤文化振興課長

今問題になっているのは、明文化していないと判断の基準があやふやで、こうやってヒアリングする人によって、これは営利でしょうか営利じゃないかという、人によって違うということをご心配だと思いますし、市のほうでもそういう判断をされてしまうと困りますので、この協議をしておりますテーブルではそういったことがないように、誰が対応しても事務の流れがどの時期に、今ご提案がありましたイベントの収支を全部出していただくなり、その前には申込み時点で参加費はとりますかととりませんかということ伺って、その参加費は講師料とか実費に間違いありませんし、参加費は幾らですというような申告をしていただこうと思っております。そうすれば、その第1段階で一般常識とおっしゃいましたけど、その一般常識の範囲だろうなというようなもので確認をさせていただきまして、その後、虚偽とかそういうものがありましたときには、疑わしい時にもですけれども、そのイベント全体の収支を提出していただくような案も出ておりますので、今後、市と財団と一緒に、現場でヒアリング等をしていく者は財団の職員でありますから、市としっかり協議をいたしまして、皆さんにご迷惑がかからないように、不信感を持たれないような運営を一緒になって考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○中島総務課長

それでは、よろしいですか。要望事項の対応表についての問答といいますか、確認しながらいろいろな話まで発展しました。ここで1時間は過ぎましたね。

せっかくですから、まだご発言等ない方、ここからはまた違った話題なり何なり、今日聞いてみようとかということがあればお聞きしたいと思いますが、入り口のほうの女性の方や男性の方はいかがですか。本日何かございますか。今までの議論のことでも結構ですし。

○T

ロッカーのことで今日はどうしても。減額団体が450ということ初めて聞いたものですから、それで抽選されているからなかなか当たらないのかなと、これはわかるんですけど、ただ、うちの場合は碁の会なものですから、どうしても道具が必要なんです。それで、碁盤と、それ

と基石が結構重たいんですよ。それで、今、人数が40名おりますから、簡単にいっても20組はどうしても必要なんですよ。そうすると、ロッカーがどうしてもないと困るんです。それで、今使っているのは小さいロッカーなんですよ。とても入るような状態じゃないんですよ。それで、今は他の団体のロッカーをお借りしているからまだいいんですけど、ただ、これもいつまでもということもいかないし、向こうも人数が増えればまた入り切らなくなって、ちょっと出してくれということもあると思うんで、それで、現状はわかるんですけど、ロッカーを増やす予定はないわけですか。11階にある大きなロッカー。

○渡部管理係長

コミュニティ室については、今、現状で周りのところにロッカーがあつて、真ん中に机が配置されていると思うのですがけれども、実は今もあるコインロッカーというものは別のところから頂戴してきたものだったと記憶しているんですが。

○T

ええ、それを借りているわけです。

○渡部管理係長

予算の許す限りにおいてはそういったものも常々考えていきたいなどは思っておりまして、ただ、サークルロッカーのところには空きがあるのが実情でございまして、満杯ではないんですよ。幾つか要件がそろった団体の方にご利用いただいているとは思っているのですが。

○T

私もそれは思ったんです。もちろん実際に開けることはないですから、人のロッカーですから、完全にいつも荷物でいっぱいになっているのかどうか。そういうのはどうなんですか。ちゃんと調べられている。団体の名前でわかるとは思いますが。

○渡部管理係長

2年間ご利用いただいている中では、文書などをお入れしたりして適正にご利用いただいていると認識しているところではあるのですがけれども、借りている団体さんに別のところをご利用いただいているところはお存じだったようなんですけども、その団体さん自体はどういうような。

○T

あの大きなロッカーを借りているんですよ。それと、2つ入ったものですから、2つに分けて使わせていただいていると思うんですけどね。そこを私の団体がお借りしている状態になっているんです。

○渡部管理係長

大きいところを。

○T

うん。大きいところを。ということは、現状は入り切らなくて置くところがないわけですよ。とって、どうしてもあれを持ち帰るわけにもいかないですよ。だから、そこを借りている状態なんですけど。

○渡部管理係長

今度その借りている相手の団体さんとあわせてお話をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○T

借りていることについてですか。

○渡部管理係長

はい。あそこのところは恐らくわからない方のほうが多いと思うので、また個別でお話を伺わせてください。

○T

ということは、それはいいんですけど、今後もロッカーを増やす予定はないわけですか。

○渡部管理係長

今、なかなか財政的には厳しい状況がありますし、現状で満杯ではないという運用の状況がありますので、例えば入り切れていない団体が幾つもあるという中では、もちろん新しいロッカーを新設というところは考える必要はあると思うんですけども。

○T

今日450とお伺いしましたから、とても競争率が高くて、今年の春の時落ちたわけですよ。大きなこっこの廊下のほうのは落ちて、コミュニティ室の小さなロッカーになっちゃったんですよ。だからそこにはとても入らないんですよ。だからそういう状態だから、もし増やしていただければまた抽せんで当たる確率も高くなると思いますし。ただ、運のいいことに、うちの場合は囲碁連盟さんのところを、お互いに囲碁なものですから、ちょっと入れさせてもらって、うちの会は水曜日午後ありますから、しょっちゅう鍵をお借りしたりなんかしてやっている状態ですから。

○渡部管理係長

ちなみにTさんの団体はその借りている相手の団体と関連していますか。

○T

ええ。そのサークルの中に入っておりますから、一応はそういう形で相手のロッカーをお借りしていますけど、実際の本当のところは自分たちだけのロッカーが欲しいわけですよ。年寄りというのはおかしいですけど、大体高齢者の集まりですから、余り高いところなんか相当重いものですから。だから、できることだったら、空いているロッカーというより、大きいのがもしありましたら、お借りしたいなと思ひまして、そういうことです。

○中島総務課長

よろしいですか。いかがですか。

○V

私は会議室とかみんなの広場とかを利用させていただいて、今日は、たづくりが大変利用しやすいということをお礼を言いたいなと思って伺いました。17年とってうちの子どもが小さいときから始まって、最初の方は保育室がちょっと使いづらかったりとか、12階の展望室が飲食禁止とかがあって、ちょっとなと思っていたんですけども、多分、どんどんと意見を入れてくださったと思うんですけども、大変使いやすくなっていて、あと、うちのグループの中で他の市町村とか区に行って公共施設を利用する場合もあるんですけども、比べてみても格段にたづくりが使いやすいんですね。そういうことを感じて調布でよかったなとすごく思いましたので、どうしてもこういうところというのは問題が起きたり、お願いすることが多くて伺うことが多いんですけど、こういう意見も伝えたいなと思って今日は思い切って伺いました。

多分、たづくりの中に図書館が入っていることも大きなことだとは思いますが、この会議室とか、用がないときでも来られるというような空間があるということがとてもいいと思っています。会議室は本当にとるのが大変で、本当はどこかをつぶしてでも会議室を作りたいという声もあるかなとは思いますが、これだけ空いている空間があるということが逆にいいかなと思っていますので、そのことも伝えたいなというふうに思いました。

そういうお礼の気持ちを伝えたくて来たんですけども、ただ、今日この懇談会に参加させていただいてちょっと感じたことがあるんですけども、私は懇談会というので、もうちょっと気楽な気持ちというか、それでも思い切って来たんですけども、懇談会なので、話し合いだろうなぐらい思っていたんですね。この懇談会をなぜやられているのかなと思ひまして、利用者の気持ちを聞くということでもよろしいのでしょうか。

○中島総務課長

そうですね。おっしゃったとおり、当時と今の使い勝手が違うというところは、皆さんの声が日々出ているんだと思いますので、数少ない機会ですがやらせていただいて、ここに参加されているFさんが先鞭を切ってくらいた場をということで、今のところずっと続けさせていただいています。

○V

利用者の声を聞くという場ということですね。たづくりは意見箱とかはありましたっけ。

○中島総務課長

あります。

○V

1階のところにですか。

○中島総務課長

ええ、1階のカウンターにあります。

○V

そうですね。余り目に入らなかったんですけど。多分、この懇談会は利用者の声を聞いてより良くしていくというためにやっていらっしゃるんだと思うんですけども、伺ってみて、なかなか目的がないところこういうところに来る人は少ないかと思うんですけど、率直に言って大変威圧感があります。市役所の協議会とか会議とか、よくよく存じておりますけれども、ここは市議会でも裁判所でもありませんよね。もうちょっと気楽に話し合えるというふうにしなかったら、一部の人しか来ないということになって、結局は一部の意見しか吸い上げられないというような気がしますので、もうちょっとやり方を変えたほうがいいんじゃないでしょうかというのを今回ここに参加して思いました。

参加者が8名で、職員の方が9名に速記者を入れたら11名という、やっぱりこれはちょっとおかしいというふうに思っていたほうがいいんじゃないでしょうか。皆さんがお仕事をなさっているということはお互に分かっていますけれども、意見を聞くのは担当の方2人ぐらいでも十分意見は聞けると思いますが、あと、今はもし何か問題があったらテープで起こせばいいわけですし、こういった雰囲気一つをとっても、本当に利用者とか、今回でいえば参加者の気持ちを考えてくださっているのかなというところをちょっと不安に思ってしまったもので、確かに市の

協議会とかはこういう形が多いですけども、ここはやっぱり一般の人が利用して一般の人が使
いやすくなると困るので、こういった会議1つも変えていただきたいというのが率直な思
いです。

○中島総務課長

ありがとうございます。今日はお礼を言うためにと。なかなかお礼のためだけで出てくるとい
うのは、私もそんなこと、多分、地元の役所にはしないと思います。ここは役所と違いますが。
また、気軽にというようなところ。これまでの経過として、やっぱり皆さん要望を出して、その
場でしっかり答えられるものを出せみたいなどころもあったかと思しますので、そういった意味
で管理職が中心となって出てきたりということで、多少威圧感があるというところは確かにそう
なのかもしれないですね。

○V

聞いてくださるだけでいいんですね。皆さんはプロだと思いますので、聞いたことを具体的に
やっていってくださればいいわけであって、別にここで討論してどっちかが勝つかという話で
はないので、本当に聞く場所というやわらかい感じをもっていただくとありがたいというふう
に思います。

あと、ちょっと話が違うんですけど、警備のことを1点伺いたかったんです。このたづくりの
中で、これは特に図書館の中が多いんですけど、そばにいて大変匂いがするというか、そういう
方がいて、それは図書館の方にも何回か言ったことがありますけれども、公共施設でなかなか難
しいとは思うんですけども、実際、もちろんロビーにいらっしゃるときもたまにありますけれ
ども、そういったことをどのようにとらえて、どのように考えていらっしゃるかなということ
を伺いたかったんですけども、いかがでしょうか。

○渡部管理係長

おっしゃるとおりで、公共施設というところでなかなか難しいところはあります。入り口の
ところに、酒気帯びであったり、大きな声で騒ぐような方は退館していただきますという書き方は
させていただいているところではあるんですけども、例えば、おっしゃった香りの件に関しま
してはなかなか難しいところで、警備のほうでも確かに頭を悩ませているところではありまして、
やはり課題だなとは考えています。

○V

他の市とか他の公共施設ではどのようなことをしているかとか、そういったことを調べていた
だいたり、または、もちろん連携して意見を、何かいい方法をとっているのを考えていって。

○渡部管理係長

会う機会もありますので、別の公共施設の方とそういったお話はやっぱりするのですが、同じ
ような課題ですねというお話をさせていただいております。

○V

わかりました。

○渡部管理係長

ありがとうございます。

○中島総務課長

ありがとうございます。ちょっと今までとは違ったご発言をいろいろいただいておりますが、いかがですか。

○ I

今日は会場を確保する担当の者から頼まれて出てきたんです。細かい話になるんですけど、先ほどの話と関連するんですけど、12階の大会議場が近くの小会議室と一緒にいるんです。それで、小さな会議室のほうに先に予約で埋まっていると、大会議場が借りられないということがあのようなので、それを何とか変えてもらえないかと、ぜひそれを言ってくれというふうに頼まれて出てきたんですけど。

○ 渡部管理係長

そちらの団体さんがご予約いただいた大会議場は抽せんでお申し込みをされる。

○ I

大会議場は抽せんで。

○ 渡部管理係長

その段階で入ってるものは行政もしくは関係するところになってきていると思いますので、いわゆる優先予約という形ですので、そちらの交通整理については財団でもしっかり行いまして、例えば3階の会議室等をご利用いただくように交通整理していきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○ 中島総務課長

よろしいですか。どうですか。では、Fさん、今日はまだ。

○ F

今お手元にもう配付している資料がありますから、その順序で行きます。最初はお礼ですけども、市民カレッジを受講していてこの頃非常によく感ずるのは、担当の方が非常に動きがよくなってきたと。以前は暗くして映写を予定されているにもかかわらず遮光カーテンが空いていたり、それからピアノをお使いになるご予約がありそうなのに、ピアノの鍵がかかったままであるというようなことが時々あったんですけども、この頃はそれが全くなりまして、これは非常にありがたく思っています。ピアノの件は、西原先生が評議員をなさっていますが、いつもそっちへおいでになるときに、また鍵がかかっているかもしれませんがねとおっしゃりながら近寄っていかれるということがありましたので、それはなくなって、若い人の動きが非常によくなりました。これはお礼申しあげておきます。

それから、いい公開講座は繰り返してでも開講していただきたいと。10月12日に、認知症の関連で杏林大の神崎先生のお話があったんですが、私もそろそろ認知症になる年代なんで家内と2人で受講したんですが、非常に要領よく短時間にまとめられて、これは本当に、定員はいっぱいにならない講座でしたけれども、同じ講座でいいから、こういういいのは2回、3回続けてやっていただきたいというのが2項です。

それから、3番目は、これは前回も申しあげたんですが、財団から出る書類、あるいは発行されるメールを作った人だけでなく、必ず誰かが見てチェックした上で発行していただきたいと。

3例そこに書きましたけれども、1例目は市民カレッジのインターネットによる申込みで、申

込みを受け付けましたという返事がメールで来るんですが、受講申込みを受け付けました。身に覚えのない方は、覚えがない旨を折り返しご連絡くださいというようなやつが返事として来るわけですね。身に覚えがないというのは大体悪いこととか不都合なことに使う言葉であって、恐らく財団から出る言葉としてはよろしくない。それから、同様に、これは申込みの確定ではありませんという注釈がついているんですが、これは受講の確定ではありませんというやつが間違っている。それがそのままメールで送られていると。

2例目は、視聴覚資料の利用方法というような案内があるんですが、これの7項で、視聴覚資料のご要望についての、ご要望はカウンターで伝えるか、所定の用紙に記入せよとあるんですけど、すぐその次にリクエストの形では受け付けませんというふうに書いてある。同じ節の中に矛盾することが書いてあって、それがそのままぼんと印刷されている。

3例目は、先ほどのロッカーの関連なんですが、サークルロッカーを無料で使わせますというのがこの間決まったわけですが、その方針は変えませんというご返事をいただいたんですが、その理由に書いてあるのが、要は利用者に負担いただいていないために無料にいたしますと。同じことを言っているのが理由の3項目として出ているわけですよ。こういうのは誰か日本語のわかる人が読めばすぐわかることなんで、これはやっぱり財団として出る書類にしてはちょっとどうかなというふうに思いますんで、必ず第三者がチェックして、それで財団の書類として適当か、恥ずかしくないかというのを確認してから発行してください。

それから、もう1つ、こういう例がある課に起こったら、財団の全部にこういう悪例がありましたからご注意くださいというのを悪例教育として回すべきなんですよ。そうしないと同じことをあっちの課でやり、こっちの課。これは市長にもいつも言っているんですが、市の職員があるチョンボをしたと。その場限りの返事が来るわけですね。前も私、市長に直接言って、市役所全体に徹底させましたという手紙が来たんですけども、ところが、それは担当課が出した書類であって、その次に幾らでもそういう例が他の課で起こっているわけです。だから、市役所全体に徹底しましたという手紙を市長名で私はもらいましたけれども、実は全然徹底していない。財団ではそういうことのないようにしていただきたいというのが今の管理者が管理者としての仕事をしたいと。

それから、市民カレッジの冒頭で、図書館にこういう本、あるいは視聴覚資料、関連の資料がありますよという説明をさせていただいているんですが、これはもっと具体的に、例えばドビュッシーであれば、たづくりの6階に作品のCDが16種類あります、レーザーディスクも1種類ありますんで視聴してくださいという、その講座に関連した紹介の方法をされたらもっと利用率が上がるかなというふうに思います。

私のほうは以上です。

○中島総務課長

ありがとうございます。まだ他にご発言はどうですか。

○Q

今回、対応表の中で説明していただいて、グリーンホールのリハーサル室をホールで附随施設として使っていないとき一般の練習用として使用させてくださいというところは、防犯上やら何やらということで、あるいは規定上もあるのかもしれませんが、やっぱり我々、サークル

とかをやっていると、今、練習場所というのは、さっきの団体さんのように大人数の場合はまたもっと大変なんですけど、大人数じゃなくても練習場所がないというところでいろいろ工夫してもらいたいということなんで、今すぐにできないにしても、例えば改修時だとか、今、例えば、たづくりのくすのきホールに附随しているリハーサル室であれば、諸室と同じような申込み時期でやっているんで、少し今後の検討課題としてはぜひ引き続き検討していただきたい。

これはこの場でいうのはちょっと適切じゃないかもしれませんが、市の方もいらっしやっているんで、実はいろいろ施設の中では、社会教育施設だとか、そういう文化施設ではないんですけども、例えば児童館とか、そういうところに、例えば公民館とかで使わなくなったピアノを回してだとかは今までもやりくりしてもらっていたんですけども、予算の削減だとかで、例えば児童館の学習室みたいなところに使用目的じゃないものを置くと、メンテナンスで維持費も出ないんで、それも壊れたら直せませんよ、だから今度撤去してしまいますよということと言われることがあるんです。ですから、これはこちらの方ではないと思いますけども、行政の施設を必要な人に提供できるような形で考えをめぐらせてもらいたいなと思いますんで、これは財団の方ではなくて、市の方の意見交換だとか、いろいろそういうことを検討する場があるんじゃないかなと思いますので、例えばピアノの維持だとかはべらぼうに、新しいものを買うのとは違って、そこにあればまた児童館の子どもたちと一緒に使うチャンスもあるんじゃないかなと思いますので、不足しているところのカバーをいろんなところが共有できるような形でぜひ検討するように関係の部署にも諮っていただきたい。我々はこういうことをまた公民館の館長だとか、そういうところにもお願いしていくんですけども、今日来ていますので、ぜひそういうようなところもよろしくお願いします。

○中島総務課長

ありがとうございます。他はいかがでしょう。どうぞ。

○B

最初のころにFさんが傍聴のことをおっしゃったので、私、前日も久しぶりに出て、確かFさんが傍聴を理事会と評議員会と。私、てっきりもう傍聴は許可されていると思っていましたね。

今、市議会も、それから各委員会も、それから教育委員会も、公的なお金、要するに税金で運営されているところ。たづくりだってそうですよね。それが理事会と評議員会の傍聴許可が出ていないということ自体がへえっと思って、だから何で傍聴できないんですかと。やっぱり原則傍聴できるというところで、市民が来ないこともあるでしょうし、でも、誰でも傍聴できることが大前提で、それをさっき吉田さんが、その辺のやりとりはちょっとよくわかんなかったんですけど、人事のところだと、それはまさにFさんがおっしゃるように、私、教育委員会はずっと何年間か傍聴していたんですけど、人事のところは出されます。別にそんなことは誰も文句を言いません。当たり前だと思うし、それから市議会でも、できないところは、ここからは傍聴できませんと委員会も出されます。そんなのは当たり前のことで、そういうことを理由にしていること自体がすごくおかしい。

それから、もう1つ、さっき吉田さんのお話を伺っていて、傍聴者がいると発言しにくいという理事がいた。何を言っているんですか。私は、そういうことを言うこと自体が信じられない。やっぱり市民が見ているからちゃんと発言しなくちゃということになるわけで、そういうことを

理事会で言うこと自体がおかしいし、だから傍聴の件は、えっ、今どき傍聴できない理事会があるのという感じです。それはFさんがおっしゃるように傍聴が大前提じゃないですか。

でも、例えば私なんかは、今日こういうのがあっても、さっきおっしゃっていましたが、市民8人、そこに並んでいる方と同じぐらいの人数って何か恥ずかしい。要するに市民の側からです。せつかくこういう機会があっても、市民がここは使い勝手が悪い、ああだこうだということをみんな陰でいっていても、なかなかこういう場に来て言う市民はすごく少ないんだと思うんです。だから、傍聴が前提になっても、じゃ、そういうところに私も行くかといったら、いや、難しいなと思うんですけれども、でも、きちっと原則は市民がだれでも傍聴できるということは大前提じゃないんですか。

○中島総務課長

ご意見として承りまして、これまでの過程もありましたので。ありがとうございます。

○F

おっしゃるとおりだと思いますね。まず、吉田常務自身が余り傍聴に賛成じゃないという姿勢なんです。それは非常に残念だと思う。議事録を拝見していても、吉田さんは傍聴させないというような意見でおっしゃっておられるわけ。それでは話が通るはずがないと思う。これだけ市民の意見が出されているのに、当面の理事さん、もう一人は土方さんが理事ですか。その人たちがそういう市民の意見を抑えてしまうような発言を理事会、評議員会でなさっていたら、これは傍聴禁止の方向になると思います。さっき申しあげたように、事実をちゃんと伝えておられますかと。

それから、私はいろんな改善提案をして随分財団の動きがよくなってきたことがあります。そういうことを伏せておいて、理事、評議員がそういうことがないんだと思っていたら・・・しかも、もう1つ、理事、評議員に傍聴をしてもらっただけの自信がないと、傍聴されたら困るという理事、評議員が多いんじゃないですかということです。

○中島総務課長

今日出たご意見として。

○F

意見として言っておきます。

○中島総務課長

今のご発言などは、例えば、今日の議事録として、Aさん、Bさんみたいな形の議事録になりますけれども、そのままよろしいですか。

○F

傍聴をさせろというのは誰ですか、1人だけですかというような議事録になっている。ところが、前に、なぜ傍聴させないんですかという男の方が1人いらっしやったわけ。ところが、傍聴させろというのはFさん1人だけですかという議事録になっている。だから、事実をちゃんと伝えなさいというわけですよ。それが私は非常に不満なんですわ。

○中島総務課長

しっかり今日の発言を議事録にも残して、市民の方に公開もさせていただきます。

○F

伝えてください。決して1人だけではありませんから。

○C

全然話は変わりますが、よろしいですか。前回のときに12階のレストランの金額が高いというのが話の中にあったと思うんですけども、前回だったでしょうか、前々回でしたっけ。

○土方事務局長

前はなかったのではないのでしょうか。私は前回が初めてでその記憶がないので。

○C

では、前々回だったと思います。

○中島総務課長

業者の人が変わってから何かあったかな。確か前はなかったと思いますけれどもね。

○C

その話を前ちょっと聞いたことがあったような気がして、そういえばもうちょっと安いのもあっていいのかなとかも思って、やっぱり唯一、1階と12階しかないの。また、ちょっと話は違うんですけど、1階とか、こういう公共施設であるから、他市を見ると、大体障がい者の人とかちょっと働ける人を2、3人雇用されて配達されたりとか、そういう形で活動拠点というか職で働いていらっしゃる人もいるので、そういう場も提供できるんじゃないかなというふうに、せっかくこういう食堂もあるし、レストランもあるので、そういう場の提供というのはどう考えていらっしゃるのかなと今ちょっと思ったんです。

○中島総務課長

これは課長のほうでよろしいですか。

○仁藤文化振興課長

レストランの運営につきましては、財団はかかわっておりません。市が大家としていろいろな椅子やかキッチンなどを整備したものを手を挙げてくれた業者がテナント料を市に払って営業しているということです。

最初の業者を決めるときには、いろいろお声をかけたのですが、今運営しているジューキさんがということだったと私は記憶しております。値段は協定というかお話し合いで決めています。市民の方に配食サービスをするというスタンスで12階をやっていたいたり、1階は、例えば打ち合わせのために、じっくりお茶を飲みながら次の打ち合わせをしていただけるようなスペースというコンセプトとして、ずっとたづくり開館以来やっていると聞いております。ただ、時代も変わり、市民の方の意見としては、カフェ風がいいだとか、○○ボックスのようなコーヒーのテイクアウトサービスとか、そこでフルサービスをせずセルフサービスのものでもとか、外で持って帰れるような軽食を提供というようなご要望もあり、業者と値段についても話し合いをしているところです。

それにより、1階の喫茶室ではテイクアウトのコーヒーもできるようになりましたので、割に通をうならせるようなコクのあるコーヒーを250円でサービスしておりますので、ご利用いただけるといいかなと思います。需要と供給のことになりますが、たくさんご活用いただけると、また値段の交渉もしやすいというようなことになると思います。売り上げ等を勘案して協議しながら、値段は業者から市に報告があつてから上げたりとか決めたりとか、新しいメニューについ

ての相談も事前にしていろいろなことを決めております。答えになったかどうかわかりませんが、そういうやり方で決めております。

○C

市の食堂みたいに安いといいなとちょっと思ったもんですから。

○仁藤文化振興課長

市の食堂のスペースの提供は多分テナント料がそんなにかかっていないと思います。

○V

1 2 階のレストランは展望がいいですよ。だから、おいしくないですし、みんな不満は言いますがけれども、あの景色だけを見るためにあの値段でもオーケーという感じのところですね。あれはちょっとおもしろいようですけど、すごくいいと私は思います。

○中島総務課長

ありがとうございます。いかがですか。お時間のほうももう少しというところで。

○B

今の関連なんですけども、レストランや何かの話が出たので。市役所の食堂の横に障がい者の方たちがクッキーとか何か売っていますよね。それから、その福祉センターの入り口で。でも、ここに比べたらそこに入出入りする人が全然少ないわけで、やっぱり市のあちこちでそういう障がい者の方たちがクッキーをつくったり、障がい者がやっているお店も現実にありますよね。京王多摩川のところとか、幾つか行って。だから、やっぱりそういう人たちへの支援というのかな、たづくりは本当に利用者の数が多いわけで、その人たちが見たときにクッキーを買っていこうとか、何かそういうような、ロビーのところにコーナーみたいのができないかなと。だから、市役所のあそことか、福祉センターも見るたびに思うんですよ。やっぱりそういうこともこれから考えていくのは、これだけ駅に近くて大勢の方が、しかもホールがあるわけで、参加者が、要するに利用者がものすごく多いということですよ。そういう人たちがちょっと目につくようなところも1階にできたらいいなと、そういうふうにつくづく思います。

先ほど、空間がいいという意見もあったんですけども、私は開設の時から市民として協議会なんかにも参加していて、本当に市民はいろんなサークルの活動する場がとにかくないんですよ。活動というのは場がなかったらできないんですよ。そのために市民センターも学習室をたくさん作って欲しいという要望を出したんですけども、結果的にはすごく少ないですし、それも安く借りられるところですよ。ここは本当に駅から至便の一等地なわけですから、私は本当に10階なんかももったいないし、それからホール、ホテルじゃないんだから、あんなすごく広い空間を作るのではなくて、あそこを1階、2階、3階に部屋にしたらどれだけ学習室というのかな、市民が活動できる場がとれるのかなと。ホテルとかそういう建物だったら、ああいう見栄えのいいものもいいのかもしれませんが、昔、バブルの象徴の公共施設と言われたときがあったんですけども、本当に300億の税金を使って、もっともっとそういう、私たちはいつも部屋をとるのに苦労しているので痛切に。でも、予算がないというのが二言目には出てくるので、そんな改装はできないだろうと思うんですけども、今ロッカーも足りないというのが出たんですけども、でも、こういう場で意見が言えるからいいなと思うんですけども、そういうのをぜひ受けとめて、私たち市民も声を出していきますので、よろしく願いしますという感じのいつも要望ばかりな

んですけど。

○V

今で安いところというと、地域センターがとても使いよく、調布の場合はいろんなところにありますね。ところが、その存在を知らない人が多いですね。どうしてもここは駅前でみんなよく知っているんですけども。ですから、地域センターなんかをあそこで借りられない、1階にでも紙を置いておくとか、こういう施設がありますよとかということにはできないんでしょうか。同じ市の中でのことなので、地域センターを活用というか、お伝えするとか、そんなことができたらどうでしょうかね。

○中島総務課長

関連ですか。

○X

関連でもいいんですけど、関連じゃないんですけど、いいですか。今の話もとても大切なんですけども、今日のこの募集というかやるというのは「ぱれっと」だけに載せましたか。

○中島総務課長

あとはホームページには出していますけども。

○X

では、多分こうなるだろうな。というのは、私たちは多分、市報をまず見ると思うんですよ。市報は、見てみると市民の方や何かも出していますよね。やはりそういう見る場所というのが多分みんな決まっていると思うんだよね。ホームページや何かに出していても、「ぱれっと」は僕も見ているけど、イベントや何かが多いから、イベントの宣伝のようにして僕はほとんど捨てちゃっているんだよね。だからこうなるだろうな。

この間、数日前に調布市の基本計画の説明会があったときにはこんなんじゃなかったんだよね。教育会館か。3階か何かでこの時間にやったんだけど、人が後から後から来ちゃって、椅子を増やしていたぐらいだから。こうなっちゃうのかね。やっぱり情報の流し方がもう少しうまくないと。

○中島総務課長

ありがとうございます。Fさんなどからも以前からも同じように何とかこれを増やせということまでいただいています。

○X

たまたまこの間帰るときに見たらあったのね。そこの出口のところに掲示板があるでしょう。おっ、やるなといって今日来たんだけど、そういうのがたまたまあったから僕も来られたけども、全然知らなかったからね。だから、僕だけが知らなかったのかなと思って聞いたの。

それで、あともう1ついいですか。前こころ辺に椅子がありましたよね。10階だか11階だか忘れたけども、あれはなぜあったのかも僕はよくわからないんですけど、なくなっちゃったんだけど、あれはやっていて何か問題がありましたか。

○渡部管理係長

こちらをご利用された方が始まる前や終わった後にお話しされたりするように設置されていたものなんですけども、フラットな椅子であることから、いわゆる浮浪者といわれる方たちが自

由にご利用されている中で、警備員も含めて巡回を15分おきにしておりますので、注意は促したりするんですけれども、やはりその方たちに対する不満の声というのと、そこにいらっしゃることを大変怖く感じる利用者の方がいらっしゃるので、その椅子をご利用になるならないにかかわらず、設置していただきたいというお声もあった中で、今の状況があります。なので、今、波型の椅子とか、そういった方対応のいろんなベンチも出てきているところではあると思うんですけれども。

○X

僕は何でこういうことを言ったかという、椅子を設置しろという話じゃなくて、土地があるわけよ。今、一等地だというような話が出たけども、何もなくてぶらあんとなっているのは絶対よくないと思うのね。何か使い道を考えましょう。そうしないと、何でこれだけ空けているのという話になっちゃうから、椅子じゃなくてもいいです。何か知恵を絞らないと、はっきり言ってもったいない。お願いします。我々も考えますから。

○中島総務課長

ご意見として承らせていただきます。他は。お時間もぼちぼちという感じですけど、いかがですか。

○吉田常務理事

では、最後になるのかなと思いますけども、先ほどちょっと傍聴の件でお話がありました。Fさんから名指しで反対の権化みたいな形で言われてしまいましたけど、この件については、いろいろなこれまでの経緯等もございますので、本当に真剣に議論をさせていただいたんですが、決して未来永劫にこのまま行くという話は理事、評議員とも全くございません。もちろん早目という声もございますので、その辺は十分に声を含めまして検討していかなきゃいけないなと思っております。

ただ、傍聴は現在のところするということになっておりませんが、理事会、評議員会ともに透明性ということだけについては大前提に考えてございますので、最大限、もちろん100%に近く透明性を確保していきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

それと、先ほどいろいろとお話がありましたけど、もっと知恵を絞れというお話があったので、これはまさにそのとおりだと思います。財団は若い職員もおりますので、頭がやわらかいところがありますので、ぜひそういったいろいろな声を聞きながら一緒に考えていきたいと思っております。

それから、先ほど受託業者の対応について不満の声がございましたけれども、実は私もギャラリーのほうで直接訴えられたことがございまして、そのときに、確かにもっともだという判断の中で、すぐに業者を集めさせていただいて、話をさせていただいた経緯もございます。ただ、業者にとりましては一生懸命の余りということもございまして、あるいは先ほど話がありましたけれども、財団から言われているという、これは平等性とか、あるいは公平性を絶対保つという意識の余りということもございまして、よっぽど対応の面で本当にそういう形で疑問、あるいは不満、不愉快に感じたことがございましたら、私どもの事務所に7階にございますので、ぜひ遠慮なくお越しいただければと思っております。すぐに事実関係を確認しまして、受託業者には指導

していきたいと思っておりますし、また、定期的に受託業者との連絡会議等も行ってございますので、その中できちっと伝えていきたくと思っております。

いずれにしましても私どもは、この施設そのものはやっぱり市民の皆さんの施設だと考えておりますので、利用者の方に不愉快な思いはさせたくないと思っております。そういった意味から、ぜひ・・・受託業者の対応も利用者の方にとっては財団の対応になってくるわけですので。

○B

そうですね。そういうのは知りませんものね。

○吉田常務理事

そうですね。これは受託業者がやったことだとは言えませんので、最終的には受託業者と財団とがいかにか情報を共有していくかということだと思っておりますので、それが我々に伝わっていないと、そのまま行ってしまうこととなりますので、ぜひ遠慮なく7階のほうにお話をさせていただくような形でお願いできればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

またこういった機会は年2回ございますので、ぜひまたいろんなご意見をお聞かせいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○中島総務課長

時間もそろそろということですが、今日、お礼をいただきました女性の方からご提案ということで、懇談会というのにちょっと堅苦しい、少し威圧感があるというお話をいただいたところなんですが、参加者と財団側が同じ人数でというような。いかがでしょうか。次回あたり少し減らすような感じでもよろしいですか。どうでしょうか。こちら側のラインナップはFさんなんかいかがですか。

○F

やっぱりこれだけは要るんじゃないんですか。というのは、要するに集まらないのは市民のほうが悪いで、それで市側の人数を減らすつもりは私は絶対ありません。なるべく多くの人に出てもらいたい。むしろ担当者にも出てもらいたいぐらいの気持ちですよ。

○B

私は理事の方にも出てもらいたいですね。いや、本当に。ただ、そうしたらぶわっとなっちゃうし、でも、私はやっぱり大勢の、それこそ課長さんから、本庁のほうからもいらっしゃるということはすごくいいことだと思います。勤務時間外にいらっしゃるわけだから大変だと思いますよ。でも、そういう皆さんのお気持ちを感じます。大勢で出ている。本当に市民のほうがちよっと寂しいなとか、情けないなというふうに。前はもうちよっといたんですよ。10何人。今日来たら、えっ、こんな人数ということで、毎回こんななんですか。

○F

この懇談会を始めるようになったのは2004年、8年前ですね。当時の担当者は全くやる気がなかったんで、私は市長にまで問題を上げて、利用者の懇談会をやりなさいと、利用者のニーズを吸い上げて、もうちょっと仕事のやりがいができるようにしたらどうですかということで1年かかった。それで2005年11月にやっと第1回をやった。それで、当時の財団の姿勢は、紙切れがあるからそれに書いてもらったらいじゃないですかという意見があった。というような姿勢だったわけ。それじゃだめだと。やっぱり直接面と向かっていろんな問題を提示して、そ

れで意見を交換し合うということが解決の一番の早道だということで始めたわけですよ。それ以来、年に2回やっているわけ。当初は15、16人出たこともあるんですけども、この頃一番少ないのは6人ぐらいでしたかね。とにかく市民の参加が少ないのは市民の責任だと私は思っています。それはPRの仕方でも今までは下手だったですよ。小さいビラを書いて、これじゃ小さいといたら、Fさん、小さいというんだったら、あなた、自分で大きくしなさいというのが当時の財団の事務局長の意見だった。そういうことから始まっているわけですよ。

○V

ご苦労があってこの会ができたというのはわかりました。

○F

それで、少ないのは、やっぱり皆さん声をかけ合って多くするのは我々の責任です。こっちにいらっしゃる方を減らすのは本当にとんでもない話。

○V

ただ、ここで話されたことがそちらの方の力になるのかというそのことの問題です。それがなければこの形でもいいのかもしれませんが、少なくとも、決まった人しか来れないとか、新しい人間が入れなかったら、新しい考え方、感じ方は入っていかないんで、こういう場もあってもいいかもしれませんが、もっとラフな場が2つあってもいいかもしれませんね。

○F

もう1つ、長期的な展望の話は、これは随分前出まして、要するに、ただ、問題は市からの幹部が3、4年で変わってしまうということなんです。だから、長期的な財団の施設計画というのは生え抜きの人が偉くならないとなかなかできない。長期的にこの建物をどうするんですか。もうちょっとロビーを部屋にしなさいという意見も何回も出ているんです。何回も出ているんだけど、一向に具体化しないということです。

○中島総務課長

それでは、お時間がちょっと過ぎたところで、本日はありがとうございました。

次回は来年ですけれども、通常ですと6月。これは土曜日に行っております。また日程調整させていただいてご案内を差しあげたいと思います。

また、今日以外でもいつでも、7階に事務室がありますし、お電話でも結構ですし、何かあればご一報なり、相談、ご要望なりあれば伺いたいと思っております。今後ともよろしく願いたします。

本日は貴重な時間を大変ありがとうございました。これをもちまして利用者懇談会を終了いたします。

——了——